

資料 3

新東健 第 350 号
平成 29 年 4 月 20 日

東区自治協議会会長 様

新潟市長 篠田 昭
(担当：東区健康福祉課)

(仮称) 新潟市寺山公園子育て交流施設の設置及び
指定管理者制度の導入について (意見聴取)

新潟市区自治協議会条例 (平成 18 年条例第 74 号) 第 7 条第 3 項第 2 号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

- 1 (仮称) 新潟市寺山公園子育て交流施設の設置及び指定管理者制度の導入について

公の施設の配置及び指定管理者制度の導入について

1 新規施設の概要<別紙図面>

施設名	(仮称)新潟市寺山公園子育て交流施設
所在地	新潟市東区寺山地内
概要	<p>○施設の目的 寺山公園の敷地内において、公園の機能や地域の力の活用を図り、子育ての支援及び子育て世代の交流、また地域の世代間交流の推進を目的として設置する。</p> <p>○施設の概要 構造：鉄骨造 平屋建て（一部2階建て） 建築面積：1,357.79㎡ 主要諸室：子育て支援ゾーン（幼児ひろば、低学年ひろば、保育ルーム）共有ゾーン（飲食休憩スペース）</p> <p>○利用対象者 ・共有ゾーンについては制限なし ・子育て支援ゾーンについては小学校低学年までの児童及びその保護者 就学前児童は保護者同伴。 小学校低学年は、保護者の登録後児童だけの利用も可能。 小学校高学年以上の児童は、対象児が同伴であれば利用可能。</p> <p>○運営概要 開館時間：午前9時から午後6時まで 休館日：毎週水曜日、年末年始（12/29～1/3） （共有ゾーンは年末年始のみ）</p>
建設工程及び事業費	<p>○平成23年度 基本構想 ○平成25年度 基本計画 ○平成26年度 基本設計 ○平成27年度 実施計画 ○平成28・29年度 建設工事 ○平成30年4月 開館</p> <p>○事業費 （366,444千円）</p>

2 指定管理制度の導入

(1) 新潟市の公の施設の管理方針

公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模を勘案し、民間事業者、NPO、地域住民などの能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の削減を図るため、指定管理者制度を積極的に導入するものとする。

指定管理者は、原則的に公募する方針であるが、本市の政策と密接に関わり、専門的、継続的、安定的なサービスを提供することが必要な施設については、非公募とすることもできる。

(2) 東区の選定方針

方針	(仮称)新潟市寺山公園子育て交流施設の効果的・効率的な管理が見込めることから、公募で指定管理者制度を導入したい。
----	--

(3) 指定期間及び今後の予定

指定期間	○平成30年4月1日～平成33年3月31日 (3年間) <予定>
今後の予定	○平成29年4月：東区自治協議会への意見聴取
	○平成29年6月：新潟市寺山公園子育て交流施設条例制定
	○平成29年7月：公募に係る周知(市報にいがた掲載) 8月：公募説明会の開催 9月：申請書類の受付 10月：公開プレゼンテーション・ヒアリング 選定結果の公表
	○平成29年12月：指定管理者指定議決 ○平成30年1月：協定事項等協議 3月：協定書締結
	○平成30年4月：指定管理者の管理開始

(仮称)寺山公園子育て交流施設について

1.事業概要

寺山公園内に、子どもの多様な活動が展開され、安心・安全で多世代が楽しめる、公園と一体となる子育て交流施設を設置する

▼配置図



▼建物イメージ



2.施設管理運営の基本理念

- ①遊ぶ・・・四季を通して、安全に、のびのびと体を動かすことができる遊びの場を提供します
- ②つながる・・・交流の場やプログラム、育児支援を提供します
- ③楽しむ・・・気軽に立ち寄ることができ、居心地よく過ごせる場所を提供します

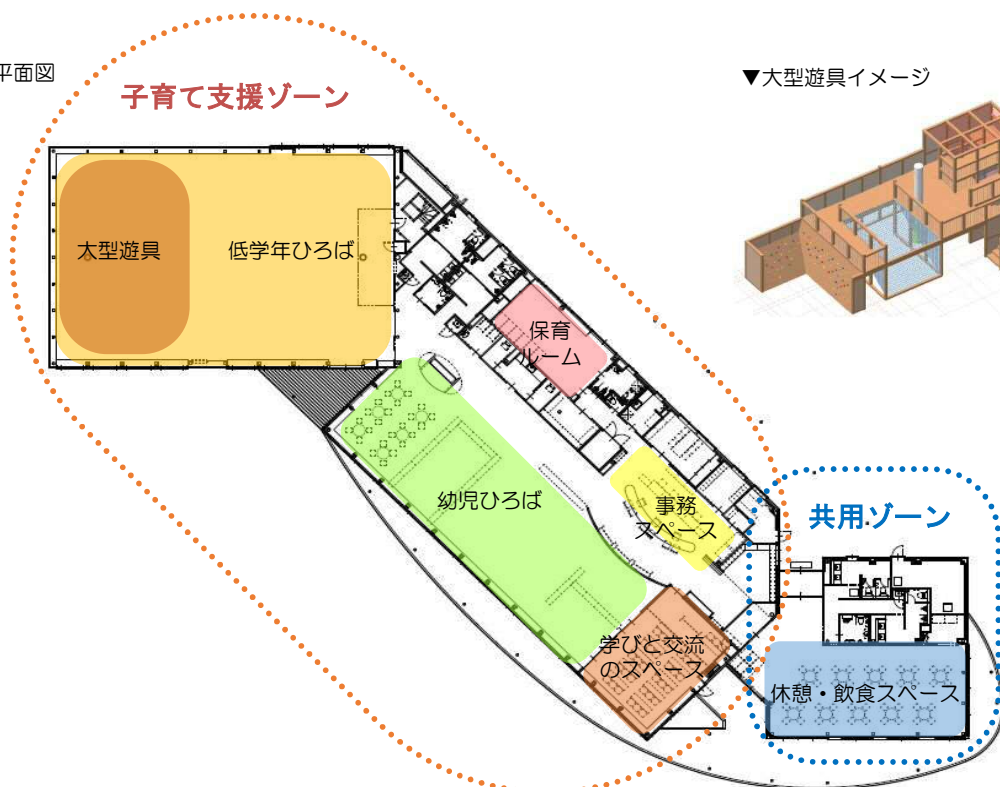
3.施設の概要

- 構造・・・鉄骨造 平屋建て（一部2階建て）
- 延べ面積・・・1,357.79㎡（1階 1,331.73㎡、2階 26.06㎡）
- 主な施設

名称	説明
幼児ひろば	乳幼児と保護者を対象としたエリア（おもちゃ、絵本、小型遊具などを設置）
低学年ひろば	小学校低学年までを対象としたエリア（滑り台、ネットラミグ、ボールリグなどを備えた大型遊具を設置）
保育ルーム	小学校就学前の子どもを対象に一時預かりを実施
休憩・飲食スペース	公園利用者も含む全年齢を対象としたエリア

- 管理形態・・・指定管理者による管理・運営を予定
- 指定管理者の業務・・・事業の企画・実施、施設管理など

▼平面図



▼大型遊具イメージ

